

狩猟免許取得の経費を補助します

日高町では、新たに狩猟(わな猟)免許を取得しようとする農家のみなさまに対し、免許取得に要する経費(免許講習料・免許試験手数料)の一部を補助します。

本年度の主な狩猟免許試験日程および会場は、左表のとおりです。詳しくは、産業建設課産業振興班(☎63・3804)まで。

なお、講習や受験の申し込みは、日高振興局農業振興課(☎24・2926)まで。

◆狩猟免許更新に係る適性検査および講習(一部抜粋)

開催日時	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月13日	木	13:30	伊都総合庁舎	橋本市市脇4-5-8
7月20日	木	13:30	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
7月25日	火	13:30	日高町中央公民館	日高町高家626
7月28日	金	13:30	那賀総合庁舎	岩出市高塚209
8月6日	日	13:30	有田総合庁舎	湯浅町湯浅2355-1

◆狩猟免許試験

開催日時	曜日	開始時刻	会場名	所在地	備考
7月15日	土	正午	和歌山県民文化会館 上富田文化会館 東牟婁総合庁舎	和歌山市小松原通1-1 上富田町朝来758-1 新宮市緑ヶ丘2-4-8	免許試験
8月20日	日	正午	和歌山県民文化会館 日高町中央公民館	和歌山市小松原1-1 日高町高家626	
8月11日	祝日	9:00	日高町中央公民館	日高町高家626	講習会



健康推進課お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

風しん予防接種の費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気になるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦さんの夫への風しん予防接種または、麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

● 19歳～49歳の妊娠を予定

または希望している女性

(昭和42年4月2日～)

平成11年4月1日生)

※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります

● 妊娠している女性の夫(母子健康手帳で確認します)

《助成期間》

平成29年4月1日

～平成30年3月31日

《助成方法》

● 助成券の発行による助成

健康推進課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

◇申請に必要なもの…印鑑

(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

● 償還払いによる助成

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いください。

必要書類をご持参の上、健康推進課へ費用の償還を申請してください。

◇申請に必要なもの…印鑑・領収書・接種済証・振込先の通帳(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

不妊治療費の助成について

● 一般不妊治療

不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。

■ 対象者

左記の全ての要件を満たす方
・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること

・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること

・ 各種医療保険に加入されていること

・夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

■助成内容

助成額…1年度につき20万円を限度に助成

助成期間…連続する2年間の費用を助成

■申請方法

治療終了後、申請書に関係書類を添付して3月末までに健康推進課へ申請してください。

●特定不妊治療

平成29年度から、体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。助成は、和歌山県特定不妊治療費助成事業に上乘せする形で行います。

■対象者

左記の全ての要件を満たす方
 ・特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または、極めて少ないと医師に診断された方

・法律上の婚姻をしているご夫婦であること

・指定医療機関において特定不妊治療を受けた方

・夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が日高町に住民登録があること

・夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

・和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の交付を受けている方

■助成内容

和歌山県特定不妊治療費助成要綱の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。

■助成回数

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が
 ・40歳未満
 ・43歳になるまでに通算6回
 ・40歳以上43歳未満
 ・43歳になるまでに通算3回
 助成対象外

■申請方法

治療が終了した日の属する年度内に御坊保健所へ申請して頂くと、町の助成の申請ができます。(3月に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末まで申請が可能です)

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課(☎63・3801)まで。



介護保険の紙おむつ等支給事業について

介護されている家族等の経済的負担を軽減するとともに要介護高齢者の在宅生活を支援します。

申請により支給が決定すれば、月額三千元の助成を受けることができます。

☆支給対象者の要件

- ①当町の被保険者であること
- ②非課税世帯であること(市町村民税・所得税)
- ③在宅介護を受けている方であること
- ④要介護認定を受けていること
- ⑤直近の介護認定時に主治医に診断していただいた主治医の見書で寝たきり度判定がBまたはCに該当する方、または認知度判定ランクⅢ以上に該当する方
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

☆手続きの方法

紙おむつ等が必要な方は、「介護保険証」と「印鑑」を持参のうえ、役場健康推進課で手続きできます。(申請月からの支給となります。)

